

災害時における応急措置等の協力に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と千葉市上下水道指定工事店協同組合（以下「乙」という。）は、地震等の自然災害により甲の管理する公共ます及び取付管（以下「下水道施設」という。）が被災した場合における調査及び応急措置に係る業務（以下「応急措置等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する

（目的）

第1条 この協定は、災害時において下水道施設が被災し市民生活に影響を及ぼした場合又は緊急を要する措置を必要とする場合に協力して下水道施設としての機能確保を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に応急措置等が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

（要請手続き）

第3条 甲は、前条の規定に基づき乙に協力を要請しようとするときは、協力要請書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により要請を行うことができるものとする。

2 甲は、電話等で要請を行った場合には、後日、速やかに乙へ協力要請書を提出するものとする。

（協力体制の整備）

第4条 乙は、第2条の規定による協力要請を受けた場合に、この要請を受諾し応急措置等の業務に協力できるよう、連絡体制及び出動体制並びに資機材等供給体制の整備に努めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、応急措置等の業務を完了したときは、直ちに甲に報告し、確認を受けるものとする。

（経費の負担）

第6条 応急措置等の業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

（第三者における被害措置）

第7条 応急措置等の業務の実施に伴い第三者に被害が生じたときは、甲乙協議して、その解決にあたるものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に関する実施細目は、甲乙協議して定めるものとする。

(疑義等の協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の有効)

第10条 この協定は、平成26年4月1日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年3月31日